

オケーショナル・ペーパー No.42

明治 31 年内閣訓令第 1 号乙号と調査票情報

2014年5月

法政大学

日本統計研究所

明治 31 年内閣訓令第 1 号乙号と調査票情報

森 博美 (法政大学経済学部)

はじめに

明治 3 年に調査が開始される「物産表」に象徴されるように、近代日本の黎明期における政府統計は、その大半が表式への書き上げによって把握した情報を町村、市郡、道府県といった各行政レベルで取り纏め、それを行政の報告系統に従って上申することによって作成されてきた。一般に表式調査と呼ばれるこの調査方式は、[森(20)]でもすでに論じたように、調査の開始期には単に調査すべき品目のみが列挙指定されていた原初的形態から、把握時点や報告計量単位等の統一基準の導入、さらに最終的には全国統一の報告表様式の提示といった形で調査方法が精緻化される。このように表式調査は、それ自体、調査方法としての発展段階のようなものを持ち、あくまでもその枠内においてであるが、それが抱えていた一連の統計把握上の課題への対応が図られる。

その一方で、本稿末尾に掲げた【付表】にも記したように、すでに明治初期から中期にかけて、わが国においても家別票、工場票、会社票、あるいは小票(単名票)といった個票に基づく調査も行われている。しかしこの時期、中央政府が直接実施した個票に基づく全国規模で実施された調査としてはわずかに明治 27 年の農商務通信規則による工場票、会社票による調査があるだけで、杉享二による明治 2 年の「駿河国人別調(沼津・原政表)」、同じく 12 年の「甲斐国現在人別調」、明治 30 年代以降全国各地で実施される町村是調査の一部、さらには明治 40 年代に各地で実施された市勢調査などはいずれも地域限定的なもので、そのほとんどが個人あるいは地方自治体による調査であった。さらに特記すべきは、農商務省(農林省)が所管してきた農産物調査が、昭和 15 年の農林統計改正によって新たな調査方式によって実施されるまで表式調査として継続されてきたことである¹。

表式調査については、把握された数値の真偽を確認する術がなく得られた情報の品質に問題があり、集計能力が未発達な段階における調査方式であるとの評価[鮫島(12) 27 頁、343 頁]が一般的である。しかしここで留意すべき点は、表式調査は個票調査に比べてより未発達段階にある統計調査であり、統計作成技術の進歩に伴い個票調査によって全面的に代替されるという関係には必ずしもないということである。今日においても、いわゆる業務統計と呼ばれているものの中には、表式調査的方式によって統計が作成されているものも少なくない。

筆者自身は、これまで行ってきた現地調査の結果を踏まえ、今日の世界の政府統計の展開動向に関して、これまでのような母集団概念の上に構築された統計調査の体系から個体レコードでのデータ統合(data integration)を基調とするマイクロベースの統計体系へのまさに転換点にあると考えている。従来のような集計量ではなく個体レコードというデータ形式によるデータ統合という視

¹ [森(19)] 参照

点から統計を新たに捉え直そうとした場合、そもそも調査個票によって収集される統計原情報、すなわち調査票情報が一体どういった情報特性を有する情報であるかをまず明らかにしておく必要がある。筆者は[森(20)]において調査票調査の対極にある表式調査の調査方式としての精緻化過程の検証を試みた。そこでの目的は、一つには表式調査が有する統計調査による現実認識に関する様々な制約のうちいくつかの要素については統計の作成方式の改善によって克服されてきたことを歴史的事実の中で確認すること、そしてもう一つは、このような改善にもかかわらず表式調査という表式への書き上げ方式によって収集される統計作成資料(統計原情報)は集計量としての統計原情報の獲得に起因するいわば宿命的ともいえる情報制約を持つことを明らかにすることにあつた。

本稿では人口動態現象の統計的把握手段の表式から調査票(小票)への転換というわが国近代統計史上の画期となる明治 31 年内閣訓令第 1 号乙号を取り上げ、その人口統計作成上の背景やそれが持つ意味、さらには小票導入の統計情報論的な意義について検討する。

1. 「戸籍法」制定以前の人口統計の作成—明治 5～31 年の人口把握

杉が明治 12 年に実施した「甲斐国現在人別調」は、わが国における近代的人口調査の嚆矢とされる。しかしそれは、当時すでに海外の多くの国で定期的な実施され、万国統計協会(現国際統計協会:ISI)がわが国にその実施を促してきた近代人口センサスの定期実施に必ずしも直結するものではなかった。わが国は実際には国勢調査の実施を大正 9 年まで待たねばならなかった。

その間のわが国での静態人口の把握は、戸籍登録人口に人口動態(自然動態、社会動態)を加除した推計によって行われてきた。このことを内閣統計局の資料は次のように記している。「第 1 回国勢調査実施以前における我国の人口調査方式は、各地に本籍を有する人口を調査し、之に出入を加除して其の地方の現住人口を算出する方法であつた。即ち明治 5 年に於ては正月 29 日(太陽暦 3 月 8 日、明治 5 年 12 月 3 日改暦)現在の本籍人口を各其の居住に就て現実の人員を調査したのであるが、明治 6 年より明治 30 年に至る迄は毎年異動を報告せしめ之を前年の人口に加除して各年別人口²を推計し、明治 31 年以降大正 7 年に至る迄は毎 5 年に 1 回戸籍上現存する人口を帳簿に付て計査報告せしめ、其の中間各年及大正 8 年の人口は統計の中央官庁に於て出生死亡等の動態統計より加除推計し、現住人口は右本籍人口に出入寄留其の他の移動を加除して推計し来つたのである」[内閣統計局(10) 1頁]と。

明治 31 年に「戸籍法」が新たに制定されることになるが、維新政府がそれまでの人口把握の根拠法規としていたのが、「府藩県一般戸籍ノ法(以下、「戸籍ノ法」)」(明治 4 年 4 月 4 日の太政官布告第 170 号)であつた。同法には戸籍制度に関する諸規定に加え、人口の静態、動態の統計による把握に関していくつかの規定が設けられており、同法が明治中期までのわが国における人口統計作成の根拠法規ともなっていた。

「戸籍ノ法」の第 4 則は静態人口の把握に係る規定であり、そこには報告系統ならびに作成する統計表に関して、「戸長其区内ノ戸籍ヲ式ノ如ク之ヲ集メニ通ヲ清書シ更ニ第 1 号ト第 2 号ノ式ノ如ク其区内総計ノ戸籍表ト職分表トヲ作り其集ル所ノ籍ハ戸長ニ備ヘ置清書ニ通リト共ニ其支配所ニ差出スヘシ支配所之ヲ其庁ニ差出シ其庁之ヲ第 5 号第 6 号ノ式ノ如ク其管内総計ノ戸籍表ト

² ここでいう各年別人口とは、内務省が作成してきた「民籍戸口表」を指す。

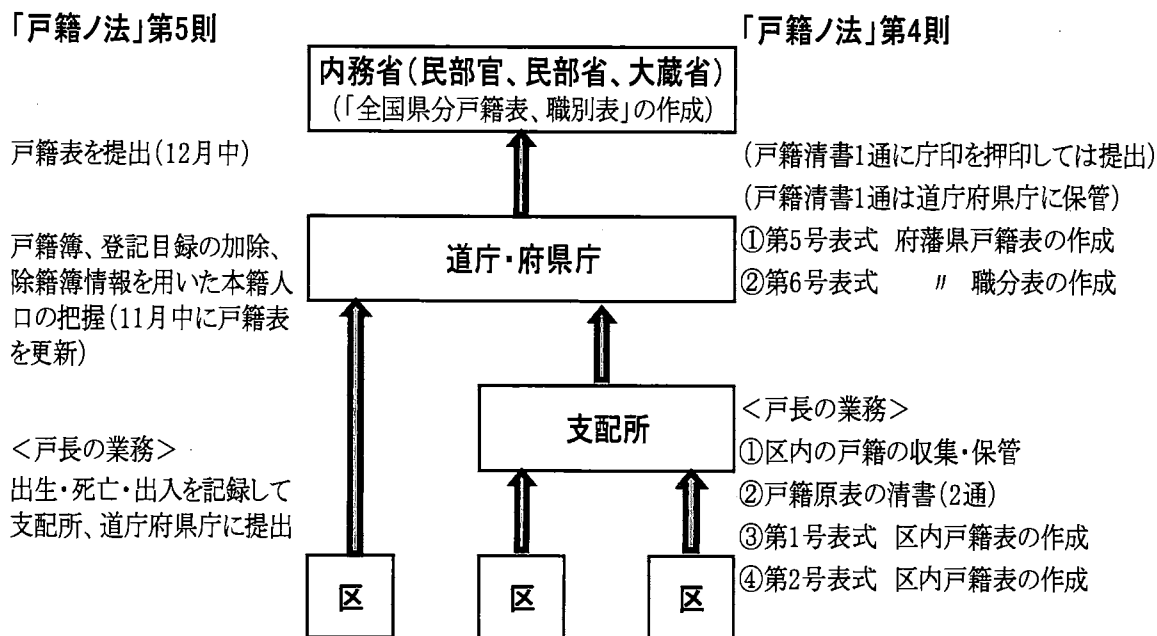
職分表ト作り戸籍1通ハ其庁ニ備へ置ク1通ニ庁印ヲ押シ表ト共ニ6カ年目ニ改メ太政官へ差出スヘシ支配所トハ管轄内広遠ノ処別ニ1小部ヲ置キ支配セシムル所ヲ云フ総テ出張所トイフノ類ナリ 但支配所ナキ所ハ直ニ其庁ニ差出スヘシ以下準之」と定められている。

なお同法には、所管機関によって作成される戸籍表と職分表とを「6カ年目ニ改メ」るべきことが規定されている。しかしこの規定に関しては、明治6年7月8日に出された太政官布告第 242 号によって、「6カ年目戸籍改ノ条例追テ相違候迄不及施行候事」として定期的更新の既定方針は凍結される。このような事情から、明治 5 年に全国民のいわば戸籍登録事務として実施された「戸口調査」の結果に基づいて編成された戸籍は、その後一度も改められることなく明治 31 年に至ることになるのである。

他方、出生、死亡等の人口の動態事象把握については、同法の第5則が、その報告系統ならびに戸籍表の更新を次のように規定している。すなわち、「編成ハ爾後6カ年目ヲ以テ改ムヘシト雖モ其間ノ出生死去出入等ハ必其時々戸長ニ届ケ戸長之ヲ其庁ニ届ケ出テ支配所アルモノハ支配所ニ届支支配所ヨリ其庁ニ届ク其庁之ヲ受ケ人員ノ増減等本書へ加除シ毎年 11 月戸籍表ヲ改メ12月中太政官へ差出スヘシ加除ハ生ルハモノト入ルモノヲ加ヘ死者ト出ルモノヲ除ク類ヲ云フ」と。

図1は、「戸籍ノ法」第5則、第6則に規定された全国戸籍表、職別表の作成系統を图示したものである。

図1 全国戸籍表、職別表の作成系統



当時わが国ではいくつかの町村をあわせた地域規模として小区が、さらに複数の小区を統括する地域区分として大区が各道府県に設置され、大区には戸籍や徴兵等を所管する区長が、また小区には戸長が任命、配置された。なお、戸長、区長、さらには道府県庁、戸籍事務の所管省庁、ならびに内閣統計課(局)における人口統計作成業務はそれぞれ以下のようなものであった。

〔戸長〕 届出結果に基づき区内の戸数、人数、出生・死亡数、移動を把握(第5則)

〔区長〕 戸籍表、職分表の作成とその上申(第4則)

〔道府県庁〕 区内の出生、死亡、出入数に基づき、道府県庁によって明治5年1月末日現在で把握した戸口調査(壬申戸籍)から「戸籍表」を作成(第5則)

〔戸籍事務所管省庁³⁾〕 道府県から報告様式第11-18表で蒐集した報告に基づき「民籍戸口表」を作成

〔内閣統計課〕 内務省の戸籍行政の報告(戸籍簿、登記目録の「加籍簿、除籍簿」情報)から静態統計(本籍人口)を作成

戸長によって書き上げられた所管地域における出生、死亡の動態把握結果は、市役所・町村役場で戸籍簿と照合され加籍簿、除籍簿が作成される。その結果は戸籍簿にも反映され、本籍ベースの静態人口の把握が行われる。この点について、『人口統計材料徴収方法審査報告書別冊』は、「登記目録ノ加籍簿除籍簿ニ依テ1年ノ動態ヲ調査シ得タルトキハ之ヲ前年ノ人口ニ加除シテ本年ノ人口ヲ得ルハ甚ダ難カラズ故ニ加籍簿除籍簿ノ存在スル間ハ市町村長ハ其ノ本籍人口ヲ知ランカ為ニハ必ズシモ一々戸籍簿ニ依ツテ調査スルノ必要殆ムド之ナシト謂フコトヲ得ベシ」と指摘している〔花房(4) 531頁〕。

このように、明治31年の「戸籍法」制定以前の時期においては、戸長が把握した人口動態事象に関する統計資料は加籍簿、除籍簿として取りまとめられ、明治5年に実施された戸口調査による戸籍人口の把握結果を唯一のベンチマークとした静態人口資料に加除され各年の静態人口が把握されてきた。その意味で、書き上げ方式によるとはいえ、把握された動態情報は、静態人口の作成にとって不可欠の統計資料であった。

2. 明治31年の「戸籍法」制定と内閣訓令第1号

(1) 静態人口の精度改善のための統計院の要望

上に述べたように戸口調査以降、わが国では長期間にわたって実査に基づく戸籍人口の更新は行われなかった。このことの人口統計作成への影響については、明治14年以降、わが国で人口統計の作成業務を所管してきた統計院でも認識しており、同院は、戸籍への登録漏れあるいは重複登録が少なからず存在するとの認識を持っていた。その一方で統計院では、欧米諸国の多くがすでに実施しているセンサス方式による静態人口の把握が、わが国の場合、逼迫する国内の財政事情により当面見込めないという現実もまた自覚していた。このような中で統計院は、既存の戸籍制度の整備によって正確な人口統計資料を獲得するという苦渋の選択を行わざるを得なかったのである。

統計院が明治18年4月6日付で当時の内務卿松方正義に宛てて提出した意見書には、「戸籍ハ経国ノ要務ニシテ警察、徴兵、収税、学制、農商工務等凡百政治ノ基礎タルハ言ヲ須タズ、

³⁾内務省は明治7年1月から明治31年の「戸籍法」制定によりその業務が司法省に移管されるまでの間戸籍事務を所管する。それ以前は、明治2年4月民部官が戸籍事務を所管ようになって以降、明治3年4月からは民部省、明治4年7月からは大蔵省と戸籍事務の所管機関が頻繁に変更されている。

殊ニ統計ニ於テハ最モ先ニスベキ急務ナリ。然ルニ明治 4 年戸籍法制定以来十余年ヲ経過セシモ嘗テトタビ修正ヲナセシコトナク人事ノ推遷ニ從ヒ紛乱錯雜シ支吾少ナカラズ。加之各地方町村ニ在テハ主務省往々其人ニ乏シキヨリ戸籍上重複脱漏ヲ免レザル情況アリ。政治ノ基礎ニシテ斯ノ如キハ遺憾ニ堪ヘズ。聞ク内務省ニ於テモ年来此ニ注意シ屢々戸籍法改正ノ案ヲ起シ上奏スル所アリ然レド未ダ実施ヲ見ズ。願クハ其事情ヲ聞クコトヲ得ン。是ノ事ノ速ニ改正アリテ戸籍ノ整理センコト頻リニ希望スル所ナリ。請フ近来内務省ノ草定スル所ト且ツ省議ノ如何ヲ報ゼンコトヲ。本院ヨリモ漸次協議ヲナスコトアルベシ」〔総理府統計局(11) 82-3 頁〕としている。また「人口調査ハ統計上ノ要件ナレドモ戸籍登記ノ方法整備セザルニ因テ事実疎漏ニ涉リ遺憾少ナカラズ。蓋シシ戸籍ハ政治ノ基礎ナリ。苟クモ之ヲ等閑ニ附スベカラズ。聞ク内務省ニ於テ既ニ改正法案ヲ上リ廟議ノ後施行アルベシト。然レドモ戸籍登記ノ整否ハ統計調査上關係至切ノ件ナルヲ以テ、本院亦応サニ意見ヲ具申シ参考ニ供セントス。因テ其改正案ヲ議定スルニ先立チ予メ下問アラン事ヲ請フ」〔総理府統計局(11) 83 頁〕として統計院の立場が綴られており、内務省が戸籍法の改正を行う際には事前の意見聴取を希望する旨の要望書が提出されている。

統計院からの制度整備に関する度重なる働きかけにもかかわらず、当時、戸籍を所管していた内務省にとっては、戸籍制度本体からすれば人口統計の作成はあくまでも副次的業務に過ぎないものであった。そして、統計院時代に二度の戸籍法改正が行われたものの、それらは何れも戸籍表式の部分的改正であり、人口統計の精度改善につながるような法本体の改正はついに行われることはなかった〔総理府統計局(11) 83 頁〕。

(2) 「戸籍法」制定に伴う人口把握をめぐる新たな事態

このような中、明治 31 年 6 月に新たな「戸籍法」が法律第 12 号として制定、施行された。この法律の施行は、当時わが国の人口統計を所管していた内閣統計課⁴に新たな対応を要請することになった。

「戸籍ノ法」に代わる「戸籍法」の施行に伴い、戸籍事務はそれまでの内務省から司法省へと移管されることになった。それを受けて「登記目録」、「加籍簿」、「除籍簿」といった簿冊の作成は、明治 31 年 12 月 31 日をもって廃止された。これらの簿冊の廃止は、身分登記簿情報に基づく人口の動態、静態把握を統計資料面で基礎から突き崩すものであった⁵。その結果、内務省では、同省がこれまで行ってきた「民籍戸口表」の調製業務を廃止した。

戸籍事務を内務省から引き継ぐことになった司法省では、「司法省ノ主管ニ属スル行政ハ之ヲ内務行政ニ比スルニ人口統計ニ対シテ利害ヲ感ズルコト更ニ薄キヲ以テ其ノ戸籍行政ノ報告ハ之ヲ統計的ニ調理シテ人口統計ノ材料ニ供シ難キモノアリ」〔花房(4) 530 頁〕というように人口統計への関心はなほだ稀薄であった。そのため人口統計の作成を所管する内閣統計課では、同年 7 月 16 日の法施行を受けて、「内務省ノ供給ハ既ニ杜絶シ司法省ハ以テ新源トナスニ足ラズ内閣ハ此ノ場合ニ於テ若シ直接ニ地方行政機関ヨリ其ノ材料ヲ徴取スルニアラザレバ其ノ主管ニ属スル統

⁴ 明治 18 年 12 月、統計院が廃止され内閣に統計局が置かれた。その後内閣統計局は明治 26 年 11 月に内閣書記官所属の統計課(内閣統計課)となり、さらに明治 31 年 11 月、内閣統計課は内閣統計局として組織の拡充整備が行われた。

⁵ 「戸籍法変更ノ為ニ此ノ方法ノ変更ヲ必要トスルニ至レルハ主トシテ登記目録ノ廃止ニ基因ス而シテ登記目録ハ本年 12 月 31 日ヲ以テ全廃セラル」〔花房(4) 532 頁〕

計事務中各種統計ノ基礎タルベキ人口ノ統計ハ廃絶ニ帰シ随テ諸種ノ統計モ亦將ニ其ノ用ヲ全ウスルヲ得ザルニ至ラントス」〔花房(4) 530 頁〕として、統計作成のための人口材料を法務省経由ではなく、地方政府から直接入手するための体制の整備に迫られることになる⁶。

当時、内閣統計課ではすでに欧米における近代人口センサス実施に関する情報を把握しており、また明治 28 年 9 月には、万国統計協会の報告委員であるスイス連邦統計局長ギュイヨームから内閣統計課長宛に 1900 (明治 33) 年世界人口センサスへの参加の勧誘⁷も行われている。このような動きもあり、わが国においても国勢調査の実施に向けての機運が高まりを見せる。

そのような状況にあつて人口統計作成を所管していた内閣統計課では、「人口静態ノ真正ノ調査ハ人々個々ニ就テ之ヲ校料スル所謂ル「センサス」ニ依ルヲ適当トスト雖是レ固ヨリ立談ノ間ニ決定セラルベキ問題ニアラズ」〔花房(4) 530 頁〕としてセンサスの実施を理想としつつも、国勢調査が実現するまでの当座の措置として、戸籍簿という行政情報を主たる人口統計の原資料とした統計作成⁸の方針を採用することになる。そのような中で内閣総理大臣が人口統計資料の内閣統計局への進達を北海道長官並びに府県知事に対して要請したのが、本稿がその検討素材とする「内閣訓令第 1 号」(明治 31 年 11 月 7 日)である。

(3)内閣訓令第 1 号の発令

「戸籍法」の施行により司法省から人口統計の編成に必要な統計資料の提供がもはや期待できなくなった内閣統計課では、次のような対応を余儀なくされる。

「戸籍法」の施行に伴う制度変更を受けて、内閣総理大臣は過渡的措置として北海道庁長官並びに各府県知事宛に訓令第 4 号(7 月 13 日付)を發し、人口統計に関する資料について内務報告例に準拠すべく指示していた。その廃止とあわせて訓令第 1 号の主文は、甲号(統計表による人口統計材料)並びに乙号(統計小票による人口統計材料)による人口統計材料の内閣統計局への進達を次のように規定している。すなわち、「人口統計ニ関スル材料ハ左記甲号及乙号ニ依リ統計表及統計小票ヲ以テ内閣統計局ヘ進達相成ベシ。本年 7 月 13 日附令第 4 号ヲ以テ人口統計ニ関スル材料ハ内務報告例ニ準拠可相成旨及訓令置候処右報告例準拠ノ儀ハ自今之ヲ廃止ス」と。

この点に関して当時、人口統計作成の責任者であつた内閣統計課長花房直三郎は、後に公刊される明治 32 年の『人口動態統計』の緒言において、「戸籍ニ関スル法規ノ改正ハ此ノ主管ノ移動ト共ニ人口動態調査ノ方法ヲ変更スルノ必要ヲ生ゼリ。是ニ於テ内閣ハ明治 31 年 11 月訓令第 1 号ヲ以テ毎年人口動態ノ調査ニ関スル規定ヲ設ケ、本官(花房統計局長一引用者)ハ亦同時ニ材料蒐集ノ用ニ供スル統計小票ノ記入心得ヲ公示セリ。此ノ改正ニ依リ地方分査ノ方法ハ全然

⁶ 「戸籍法ノ実施ハ人口統計材料ヲ中央官衛ニ取ル能ハズシテ之ヲ直接ニ地方機関ヨリ徴収スルノ已ヲ得ザルニ至ラシメタリ」〔花房(4) 531 頁〕

⁷ 万国統計協会報告委員瑞西連邦統計局長ギュイヨーム發日本帝国内閣統計課長宛廻章第 1 号〔総理府統計局(16) 201 頁〕

⁸ 「戸籍法ハ既ニ 7 月ヨリ実施セラル即戸籍法実施以後所謂ル「センサス」ノ問題ヲ決定セラルト迄ノ間差掛リ尚何等カノ方法ニ依リ人口静態ヲ調査セザルベカラズ而シテ今日ノ制度ニ於テハ之ヲ知ルノ道唯ダ戸籍簿ニ拠ルアルノミ」〔花房(4) 530 頁〕。「静態ノ調査ハ「センサス」ヲ施行セラルトマデノ間ハ主トシテ戸籍簿ニ依ラザルベカラズ」〔花房(4) 532 頁〕

廃止セラレ、之ニ代ウルニ中央集査ノ方法ヲ以テスルコトナリ明治 32 年ノ初ヨリ各市町村長ハ従前ノ如ク各其ノ動態ノ統計表ヲ調製スルコトナク、婚姻、離婚、出生、死産、死亡アル毎ニ身分登記簿其ノ他公正ノ簿書ニ依リ、予メ配布セル統計小票ニ尋問ノ事実ヲ記入シ、毎3箇月ヲ以テ之ヲ本局ヘ送付スルコトナレリ」と記している。

(4)「戸籍法」施行後の人口静態統計

冒頭にも述べたように本稿では、「戸籍法」施行を受けた新たな事態に対応して出された内閣訓令第 1 号乙号、すなわち、人口動態に係る人口統計資料の小票による収集の持つ意味の検討を主たる課題としている。後述するように、当時のわが国の人口統計の作成方式の中で動態資料は静態人口の把握と不可分の関係にある。そこで、訓令第 1 号甲号により、静態人口統計の作成がどのように行われていたかをまず概観しておく。

内閣訓令第 1 号は甲号と乙号からなる。しかしながら甲号と乙号には統計作成に必要な原情報の蒐集方法に関して、全く性質を異にする内容のものが規定されている。なぜなら、乙号には小票という個票(単名票)による人口の動態統計資料の蒐集方法が規定されているのに対し、甲号は依然として従来からの戸籍簿を統計の原資料とした統計表による報告システムを規定したものであるからである。

内閣訓令第 1 号甲号を根拠にした「人口統計材料統計表取扱手続」に従い統計表の形で内閣統計局が地方に対して報告を求めるのは、①本籍人口族称別及棄児、②本籍人口有配偶者無配偶者生年別、③市町村出入人口及現在戸数、④在監人員、⑤無籍在監人生年別(以上、5 年毎の報告⁹)、および⑥就除籍国籍得喪失踪等(毎年)の 6 表である。これらの報告は、従来、内務省系統で求められてきた静態人口報告と以下の 4 点で異なっている。

(i) 統計表の作成を市町村の業務とし、府県庁は市町村が作成した統計表を単に検査し結果を取りまとめて内閣統計局への転送業務のみを行うようになったこと、

(ii) 毎年調査を5年毎の調査としたこと、

(iii) 年齢表(上記②表)に配偶の有無を新項目として追加したこと、

(iv) 各表とも調査方法を中央(内閣統計局)から指定し、指定が困難な場合には市町村長にその対応を委ねるが、その場合市町村長は実際の調査の手続きを表末に記載しておくこと、

がそれである[花房(4) 534 頁]。

なお、上記(i)については、道・府県の負担軽減をはかるとともに、市町村別内訳の数字を中央(内閣統計局)が把握しておく必要から、また(ii)の報告周期の年報告から5年毎への改定は、地方における行政事務負担の軽減¹⁰のために導入されたものである。なお、(iii)によって市町村では新たに配偶状態の把握を求められることになったが、これについて内閣統計局側では、さほどの

⁹ 「明治 31 年ヲ以テ第 1 回トシ以後毎 5 年即 6 年目ニ於テ 12 月 31 日ヲ期トシ其ノ日ノ現在数ヲ各様式ニ示ス所ニ依リ調査記入スルモノトス」と規定されている。

¹⁰ 「登記目録ヲ廃止セル後ハ静態数ハ一々戸籍簿ニ就テ実計セザルベカラズ既ニ之ヲ實計セザルベカラズトセバ之ヲ毎年實計スルモ数年ヲ距テ實計スルモ一回ノ手数ハ曾テ異ナル所ナクシテ毎年之ヲ調査スルハ毎 5 年ニ之ヲ調査スルニ比シテ市町村長ノ労力ニ 5 倍ノ相違アリ」[花房(4) 535 頁]

行政事務の追加負担にはつながるものではないとの認識¹¹を示している。

明治 31 年の「戸籍法」施行後の静態人口把握について、内閣統計局では「戸籍簿ニ依テ本籍人口ヲ調査シ寄留簿其ノ他ノ事実ニ依テ之ニ出入ヲ加除シ以テ之ヲ推定スルノ一方アルニミ」〔花房(4) 534 頁〕としている。

ところで、戸籍簿に登録された行政情報に基づいて静態人口の把握を行う場合、戸籍簿登録情報の特性に起因するいくつかの課題への対応が必要となる。これらの点に関しては、「第 1 号第 2 号第 3 号表ニ依レバ本籍人口ト不十分ナガラ推定現住人口トノ大体ヲ知ルヲ得ベシ然シナガラ此ノ 3 表ハ未ダ帝国人口ノ総数ヲ網羅シタルモノニアラズ本籍人口ノ外尚無籍ノ者アリ而シテ此ノ無籍者ハ監獄ニ在ル者ノ他今日ニ於テハ之ヲ知ルノ道ニ乏シ依テ第 5 号表ノ一部ト第 6 号表ヲ以テ地方長官ノ管理ニ属スル在監獄無籍者ノ事実ヲ徴収シ別ニ警視総監ヨリモ同一ノ材料ヲ徴収シ内務省ヨリ集治監ニ在ル無籍者ノ事実ヲ徴収ス又現住人口ニ関シテハ兵營及軍艦ニ在ル者及監獄ニ在ル者ハ入寄留届ニ漏ベキヲ以テ亦各其ノ官衛ヨリ材料ヲ徴収セザルベカラズ即兵營軍艦ニ在ル者ニ就テハ陸海軍省ノ報告ヲ求メ集治監ニ在ル者ニ就テハ内務省ノ報告ヲ求メ而シテ地方長官ノ管理ニ属スル監獄ニ在ル者ニ就テハ第 5 号表ヲ以テ各地方長官ヨリ材料ヲ徴収」〔花房(4) 534 頁〕するという、本籍人口を基礎にしながらも他の行政情報を補完的に用いながら現住人口等の静態人口の推計が行われている。

このように、国勢調査という調査個票による人口統計資料の直接蒐集が未だ実現していなかった当時、静態人口の把握は戸籍簿に依存せざるを得ない状況にあった。そこで行われていた市町村長に委任して統計表を調製してもらう方法は、従来の内務省による「民籍戸口表」の作成方式と本質的に異なるものではなかった。このような方法による限界も承知したうえで、「簿冊ニ拠テ調査スルノ方針ニ依ルノ間ハ是レ亦已ヲ得ザルノ結果ト謂ハザルベカラズ要スルニ人口静態統計ハ「センサス」ヲ施行スルニアラザレバ充分ノ結果ヲ見ルベカラズ・・・今回審査(統計作成方法を内閣統計局側で検討した結果－引用者)ノ方法ハ今日ノ事情ニ照ラシテ尽スベキ丈ケノ考案ヲ尽シタリトハ雖モ到底「センサス」ヲ施行セラルマデノ間ニ於ケル一時ノ便法タルニ過」〔花房(4) 536 頁〕ぎないというのが、当時の内閣統計局の指導的統計家たちの間での認識であった。

3. 内閣訓令第 1 号乙号による人口動態把握の整備

(1) 人口動態小票による報告蒐集の法的根拠

「戸籍法」の施行を受けて出された内閣訓令第 1 号乙号は、それまでの書き上げ方式と異なり、出生票、死亡票、婚姻票、離婚票および死産票という小票(単名票)による人口動態事象の市町村長による上部行政機関への定期報告を規定している。そこでの法的根拠となっているのが、出生票、死亡票、婚姻票、離婚票については「戸籍法」による届出義務によって行政が把握した情報であり、また死産票については「墓地及埋葬取締規則」(明治 17 年 10 月 4 日付太政官達第 82

¹¹「今回審査(統計局による制度変更に伴う新方式の審査報告－引用者)ノ法案ニ依レバ本籍人口ハ戸籍簿ニ就キ一々之ヲ実計セシムルモノナルヲ以テ其ノ点検ノ場合ニ於テ同時ニ有配偶無配偶ノ別ヲ点検セバ別ニ錯雑ナル方法ヲ要セザルノミナラズ其ノ手数モ亦甚シキ増加ヲ見ザルベシ」〔花房(4) 536 頁〕

号)によって提出が義務づけられた埋火葬認許証に記載された届出情報がその原資料となっている。

動態事象の把握については、死産票を除き他の各小票がいずれも戸籍法に基づく届出を原情報としていることから、「其の基礎を戸籍法の上に置くと云ふことが訓令乙号の因て生じる第一の原則」〔花房(4) 522頁〕ということになる。訓令第1号乙号は、それに係る報告系統、小票への記入内容や記入方法の根拠規定となっている。

(2) 乙号による人口動態小票の提出経路

内閣訓令第1号乙号統計材料取扱手続第2条を根拠に明治33年に定められ11月7日の官報号外で公布された細則は、第1章「記入ニ関スル一般ノ心得」(第1~17条)、第2章「記入ニ関スル各票特別ノ心得」(第18~56条)、それに付録第1「各票記入例」、付録第2「市町村送致目録記入ニ関スル特別ノ心得、各種送致目録記入例」から構成される。そのうちの第1章に当たる部分が「小票の取り扱い」として、市役所、町村役場で作成した小票の提出経路を規定したものである。

第1章「小票の取り扱い」の各条文の内容は、大要以下のようなものである。

(第1条) 小票の作成報告責任者である市町村長に対する記入責任

(第2条) 本籍人の出生・死亡・婚姻・離婚：本籍の市役所で「本籍人身分登記簿」に登録する出生・棄児・死亡・婚姻・離婚を漏れなく記入し出生票等を作成
無籍人による出生子：出生票に記入し非本籍人身分登記簿に登録
無籍人・本籍不明者の死亡：届出地の市役所町村役場で死亡票に記入

(第3条) 死産の扱い：本籍人非本籍人の別なく「墓地及埋葬取締規則」による認許證を付与する市役所町村役場で記入

(第4条) 事件毎に1枚の小票を作成

(第5条) 出生・死亡・婚姻・離婚票の記載事項は身分登記事項であるため戸籍簿に基づいて記入

在外日本人が当該国の書式で證書を作成している場合、その謄本の記載内容によって記入

航海中の出生・死亡等：航海日誌の謄本に従って小票を作成

死産票：「墓地及埋葬取締規則」による認許證とそれに添付する医師・産婆が作成する死産證書又は死胎検案書の内容に従って記載すること

(第6条) 出生・死亡・婚姻・離婚票：なるべく身分登記(戸籍記載)の際に作成

死産票：認許證付与の際に作成

作成の際には、誤記入脱漏防止のために必ず原書類と校合すること

(第7条) 毎期の小票の送付までにその期間中に登記した出生・死亡・婚姻・離婚、ならびに認許證を付与した死産を漏れなく小票に記入すること

(第8条) 墨での記入

(第9条) 楷書、漢数字を使用

(第10条) 調査手続き上必要事項を正確に記載すること

(第11条) 小票に記載する番号

出生・死亡・婚姻・離婚票：身分登記番号を記載

死産票：埋火葬認許證付与番号を記載

(第12条) 道府県名郡市名町村名、市役所町村役場名を記載

①小票を記入する市役所町村役場を明らかにすること

②出生・死亡・婚姻・離婚の属する本籍市町村を明らかにすること

a) 本籍者の出生・死亡・婚姻・離婚票には本籍の役所役場名、市名町村名を記入。(数町村組合の役場で小票を記入する場合、町村名欄には当該出生・死亡・婚姻・離婚の本籍以外の組合の他の町村名を記入してはならない。役所・役場欄には組合役場名を記入)

- b) 無籍者・本籍不明者の小票：これを登記した役所・役場名を記入（町村名欄は記入不要）
- c) 死産票：埋火葬認許證を付与した役所・役場名を記入
- d) 町村役場で作成する小票には道府県名郡名を記入
市役所で作成する小票には道府県名を市名欄に市名を記入

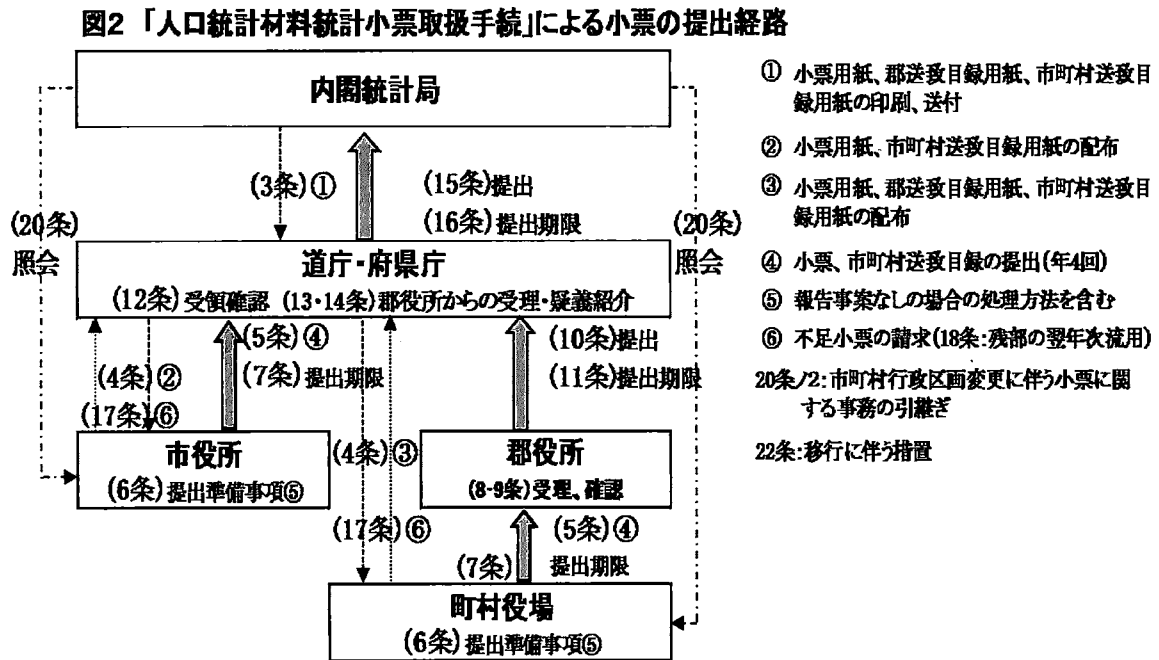
(第 14 条) 年・期の記載方法

統計小票の記入（作成）年・期を記入（事件発生の年・期の記入は不可）

(第 15-17 条) 一般的記入上の注意点

なお、第 11 条で整理番号の記載を求めているのは、市役所町村役場による小票の整理（取扱手続き第 6 条第 2 項）、郡役所（同第 8 条）・道庁府県庁（同第 12 条）による小票の検査、内閣統計局における検査の際の重複欠漏・訂正照会に使用するためのものである。また、第 12 条で道府県、郡市町村名の記載を求めているのは、内閣統計局が出生、死亡、婚姻、離婚に関する本籍市町村を特定する際の照会先を特定するためである。

乙号に規定された小票の提出等の手続きを図示したのが図2である。



内閣訓令第 1 号乙号による小票方式での人口動態統計資料の蒐集は明治 32 年 1 月から開始される。しかし、「新方法ハ明年(明治 32 年—引用者)1 月 1 日ヲ期シテ之ヲ行フモ戸籍ノ事務ハ本年 7 月ヲ以テ内務省ノ主管ヲ離レ本年ノ動態ハ既ニ民籍戸口表ニ依テ之ヲ知ルヲ得ベカラズ」という事態が発生することになり、内閣統計局では「此ノ過渡ノ時期ニ於テ動態統計ヲ中絶セシメザランコトヲ要ス」ところ「幸ニ登記目録ハ本年 12 月 31 日迄猶多クハ存在スベキヲ以テ茲ニ本年ノ動態ニ限り尚旧来ノ方法ニ依リ多少必要ノ修正ヲ加ヘテ其ノ材料ヲ徴収スルノ方案ヲ起草」〔花房(4) 533 頁〕することとなった。このように、「登記目録」については明治 31 年一杯存続することになったことから、内閣統計局では明治 31 年分についてはとりあえず過渡的措置として、「人口統計材料ニ関スル左表¹²ハ本年ニ限り本年中ノ事実ヲ調査シ明治 32 年 4 月 30 日迄ニ内閣統計局へ

¹² ここでいう左表とは「本籍出生死亡婚姻離婚表」を指す。

送付相成ベシ但東京府ハ附属表中最後ノ二項ヲ調査スルニ及バズ」という内閣訓令第2号(11月7日)により必要な対応を取ることで、従来の方式に少し手を加えて動態把握を行なった。そして、翌32年からは、乙号に従って小票を用いた人口動態統計資料の蒐集が行われることになった。

この点について『明治31年日本帝国人口統計』は次のように記述している。「明治32年以降動態の調査に至りては、戸籍法の実施に伴い内閣訓令第1号乙号に依り、輒近欧州各国の方法を斟酌し中央集査の方針を取り従来の方法を根底より改革し、主として各市町村に備うる身分登記簿に就き統計小票を以て全国の材料を徴集し、本局に於て之を一括編纂することとせしが、明治31年は人口統計所属の変遷、年の中間に起りしを以て、同年11月7日附内閣訓令第2号を以て尚旧慣に依り其の材料を徴集することとせり」〔総理府統計局(11) 193-4頁〕と。

4. 小票による人口動態統計資料蒐集の意味

内閣訓令第1号乙号を根拠規定とした小票による人口動態統計資料の蒐集は、市町村など地方で行われる統計作成体制そのものに関係する要素と作成される統計の精度に関するものの2つの側面を持つ。

(1) 地方における業務負担の軽減

『人口統計材料徴収方法審査報告書別冊』は、「戸籍法」が施行され、戸籍業務が司法省に移管された下で仮に小票によらない従来通りの方法で動態・静態の把握を行ったとした場合に想定される地方の業務負担について次のように指摘している。すなわち、「加籍簿除籍簿ハ本年12月31日ヲ以テ全廃セラル…若シ従来ノ方法ニ倣ヒ様式ヲ定メテ静態動態共ニ各府県庁ヲシテ製表セシメントセバ市町村長ハ身分登記簿ニ依テ動態ヲ調査シ而シテ更ニ全ク別ノ手続ヲ以テ戸籍簿ヲ点検シテ静態ニ必要ノ数ヲ調査セザルベカラズ此ノ如クナルトキハ則チ市町村長ハ従来ノ統計事務ニ更ニ一大事務ヲ負担スルモノト謂ハザルベカラズ…今日ニ於テ取ルベキノ方法ハ唯人口統計材料中其ノ一部ヲ中央ニ蒐集シ以テ市町村長ノ事務ヲ減省シ之ヲシテ従前ノ程度ヨリ上ラザラシムルニアルノミ」〔花房(4) 532頁〕と。小票が導入され統計の中央集査方式が採用されたことで、地方はそれまで負わされてきた統計表の調製業務を免じられ、届出情報からの転記による小票の作成と上部機関への定期的な報告を行えばよいことになった。

(2) 小票による調査の調査技術上の意味

「戸籍法」の施行を受けて人口統計資料の作成方法、その統計主務官庁への提供体制が大きく変貌を遂げる。そのような中で人口統計の作成業務を引き続き所管することになった内閣統計課(内閣統計局¹³)は、移行措置を含め内閣訓令第1号による対応をとることになる。そこでの対応の指揮を執ったのが、当時、内閣統計課長職にあった花房直三郎である。明治30年2月の課長就任以来大正5年まで足かけ20年にわたりわが国の統計行政のトップの地位にあった彼は、ドイツ語が堪能でマイヤーを初め当時のドイツ統計学にも通じ、『統計集誌』にもたびたび寄稿する研究者的素養も備えた人物であった。

内閣訓令第1号を特集した『統計集誌』第210号には、「人口統計及内閣訓令第1号に就て」、

¹³ 明治31年11月1日に内閣統計課は内閣統計局へと組織改編された。

「人口統計材料徴収方法審査報告書」という花房の手になる論文記事を掲載している。また花房はそれに先立って同誌第 205 号にも「欧州に於ける近世統計技術の二大進歩」という長大な講演記事を寄稿している。そこでは彼は、小票(単名票)の使用と中央集査法を統計の二大進歩として捉えるとともに、両者が相まってはじめて統計の精度の向上が可能であるとしている。以下に、小票の導入と中央集査方式の採用の意義を花房がどのように捉えていたかを見ておこう。

(i) 小票(単名票)の使用

花房は表式調査での表形式の統計表と原票とが本質的に異なるものであるとする。すなわち、「市町村で作った統計表又は府県で作った統計表、あれは決して統計の根本の材料ではない根本の材料は観察せらるゝ者それ自身の申出、之が根本の材料である其の申出が一定の式に従て書き載せられたものが原票である即ち単名票にせよ家別票にせよ「問の票」にせよそれが何県何町何番地の何の誰又は何の誰の一家又は何の誰の営業と云ふことがキチンと分つて其の一枚の票を引出せば恰も何県何町何番地の何の誰が統計家の面前に出て統計家の尋ねに応じて自分のことなり、家族のことなり営業のことなり自身に述べると同じ様にして置く市町村で作ても府県で作ても既に統計表になつたものでは此の何の誰と云ふことは一切分らぬ之が原票と統計表の相違であります」〔花房(2) 302 頁〕と。そして彼は、「原票と表式と判然と区別するに至つたのは今日の進歩」であり、統計材料の蒐集に原票を使用することによって「材料の根源が正確」になると考える〔花房(2) 302 頁〕。

花房によれば原票とは「観察せらるゝ者それ自身の申出・・・が一定の式に従て書き載せられたもの」である。それは、単名票、家別票、問の票という種々の様式を持ち個人なり世帯なりあるいは企業といった個々の統計調査単位に係る統計原単位情報を転写する手段としての調査票の総称に他ならない。

さらに花房は原票と単名票とを区別し、「所謂単名票(ツェールカルテ)」を「其の最も進歩したもの」〔花房(2) 301 頁〕とし、内外の事例をひき、「実際各箇人から材料を徴収する場合には家別票を用ゐて統計局で此の材料を使用する場合に家別票から単名票(ツェールプレットヘン)に写し取るがよいと云ふ説がある甲斐国の人口調査の方法は其の主意は何うであつたか知りませぬが当時其の事に関係せられた人に聞くと実際の遣り方は此の方法になつて居ります即ち家別票で材料を各家から徴収して之を統計院で単名票に写し取らせたのです」〔花房(2) 302 頁〕と論じている。家別表すなわち住戸を把握単位とする調査票(原票)によって世帯属性や世帯員等の個体属性に関する統計原情報が把握されている。その中の世帯員等の個体に係る情報を事後的に転記することによって切り分けることで単名票が作成される。

花房はこの講演の中で単名票を使用することの集計技術上の利点に関して次のように指摘している。すなわち、

- ① 単名票を用いる場合には・・・唯数へればよい単名票の読める人間であればそれでよい即ち仕事をする人の資格が卑しくてよろしい
- ② 別段前以て練習した者でなくてもよいから報酬が少なくて済む
- ③ 仕事が簡易であるから非常な熟練が出来る
- ④ 仕事を幾つにも仕切ることが出来る
- ⑤ 仕事が仕切れるから何時でも途中で怪しと思ふことがあると其事丈に就て直ぐと試験をすることが出来る〔花房(2) 306-7 頁〕と。

花房によれば、小票(単名票)の使用は、それまでの統計作成において支配的であった地方分査

に対する中央集査の優越を顕在化させることになる。彼が考える中央集査の優越とは以下のようなものである。

- ①「原票があつて何の誰と云ふことは判然と分るから誤を訂すことが出来易い」こと
- ②「下級の機関は少しも統計と云ふことをする必要がない統計の智識も嗜好もいらぬ」こと
- ③「中央で…其の材料を取扱ふに厚薄がなく一樣に行く」こと
- ④地方による取扱いの差が生じないこと
- ⑤中央集査では仕事に応じて最も熟練した人が得られること
- ⑥材料を充分残らず細密に表に取り上げることが出来ること
- ⑦集計の地域設定が行政区画以外にも自由にできること、[花房(2) 305-6 頁]がそれである。

小票を用いた中央集査による統計作成は、表式調査に基づく地方分査方式に比べて、作成される統計の結果精度を飛躍的に向上させる。この点を花房は、「人口動態統計ノ如キ地方分査ニ依リテハ到底近世統計ノ望ムガ如キ精密ナル計数ヲ得ベカラザルハ識者ノ一般ニ認ムル所ナルガ故ニ、明治31年ノ改正ハ始メテ将来進歩ノ基礎ヲ此ノ統計ニ与エタルモノニシテ、此ノ点ニ於テハ我邦人口動態統計ノ一新紀元ト謂ウコトヲ得ベシ」[明治 32 年分の動態統計における花房の緒言]とし、「人口動態統計の材料は其の徴収方法が今回の乙号訓令に依て定まると云ふてもよろしい」[花房(4) 522 頁]と、内閣訓令乙号による小票による統計原情報の収集がわが国の統計史上画期的な意義を持つものであると断言する。

ところで、内閣統計局において人口動態統計の製表業務を指導し、その後、臨時台湾戸口調査部、東京市市勢調査局に転じた人物に阪本敦がいる。坂本は、『統計集誌』に連載論文「統計小票について」を掲載しているが、これは、人口動態小票導入の意義を専ら統計把握の精度向上、集計技術の側面から評価したものである。

このように、小票導入の評価を巡る当時の議論は、蒐集した統計原情報に対する審査可能性の有無を含めた小票による把握情報の精度向上、さらには多様な集計への対応といった視点から展開されたものであった。

5. 「戸籍法」施行から国勢調査実施までの静態人口把握とその結果精度

(1) 本籍人口、現住人口、乙種現在人口

当時、政府によって作成、公表される静態人口としては次の3つが存在していた。

- ①戸籍簿の5年毎の実計(数え上げ)によって把握した「本籍人口」
- ②寄留簿情報(入寄留、出寄留)に基づき本籍人口に地域移動分を加除することによって把握した「現住人口」
- ③全国の出入寄留者の差(男女別)を各府県の出入寄留数によって按分し、その人数を各府県の現住人口から控除することで作成される「乙種現在人口」¹⁴

ところで花房は、「人口統計及内閣訓令第1号に就て」という講演の中で、当時わが国で作成されていた静態人口の種類とそれぞれの特徴について言及し、次のように指摘している。すなわち、「一口に人口と称しますけれども、此の人口と云ふことに少なくとも三つの種類がある法律上の人口、

¹⁴ 明治17年～40年の各年について道府県人口として統計局から公表されている。

現住人口、現在人口此の三種類である法律上の人口と云へば人口を数へる土地に公法上の関係を以て居る人口即帝国で云へば本籍人口である、それから、現住人口と云へば人口を数へる土地に住居を占めて居る人口、又現在人口と云へば数へる土地に数へる時現に居る者即ち本籍人であろうともなかろうとも住居を占めて居ろうとも居らないとも其れ等に論なく現に数へる時に其の土地に居る人口であります、此の三つの中で本籍人口は経済上社会上の現象の研究には価値が比較的少ないが然し行政上には尚種々の必要がある現住人口及現在人口に至つては社会上経済上等の現象を研究するには是非必要である」〔花房(3) 514 頁〕と。

(2) 国調人口(内地人口)と従来の公簿調査結果との精度比較

わが国では明治 35 年の「国勢調査ニ関スル法律」(明治 35 年法律第 49 号)の公布から 18 年後、大正 9 年によく第 1 回国勢調査が実施され、住居及び家計を共にする世帯を単位として自計による人口の直接把握が行われた。国勢調査によって実査に基づいて静態人口が把握されたのを受けて、『調査資料』第 3 輯は従来の方式で作成されてきた静態人口統計と国勢調査との結果精度の比較を行っている。

比較結果によれば、10 月 1 日現在で国勢調査が把握した人口は、大正 7 年末現在の本籍人口に比べて 704,658 人少ない結果となっている。この点について同書は、「植民地又は外国に在留する者の数が国内に入り来る者の数より多いことに主として因る」として、本籍地での戸籍を閉鎖せずに海外に居住する者の存在が両者の乖離の理由であるとしている〔内閣統計局(10) 1 頁〕。

一方、国勢調査人口と大正 9 年末現在の現住人口との間には 2,124,224 人も大幅な乖離が見られ、国勢調査に比べて現住人口の方が過大となっている。この点に関して『調査資料』は、寄留者に関する把握精度の相違にその原因があるとする。すなわち、本来、両者は総数としては一致すべきところ、出寄留者数に比べて入寄留者数の方が 200 万人以上も多く、このことが国勢調査人口と現住人口との乖離の原因であるとしている〔内閣統計局(10) 1 頁〕。

このように出寄留者数と入寄留者数との間に大幅な乖離があることから、内閣統計局では、男女別に出寄留数と入寄留数の全国計の差を各道府県の出入寄留数を用いて按分し、得られた人数を各府県の現住人口から控除することによって乙種現在人口を推計、公表してきた。この乙種現在人口と国勢調査による人口とを比較してみると、両者の乖離幅はわずか 30 万人(乙種現在人口の方が過少)に過ぎない。このことから、乙種現在人口が現在人口としての静態人口について比較的良好な推計値を与えてきたことがわかる〔内閣統計局(10) 1 頁〕。

6. 人口動態小票と調査票情報

小票の導入によって、出生や死亡といった静態人口の把握に直結する動態事象、さらには婚姻や離婚といった出生に関係する動態事象が、小票という個体ベースでの人口統計資料として把握されることになった。この点は統計表(表式)への書き上げによって統計原情報が最初から集計量として把握されたてきた表式調査と本質的に異なる。このような統計原情報の把握方式の転換は、当時、指導的統計家として統計行政を組織する立場にあった人物あるいは集計処理業務の指導者の間に統計的認識に関する新たな問題関心を呼び起こすことになる。

必ずしも個体レベルでの要因論を論じているわけではないが、例えば花房は、「唯だ出生死亡の数を見て戸口の数の増減を見るのが動態統計の目的ではない……、例へば出生と云ふことに就

ても人口稠密の所と稀疎の所では出生の人口総数に対する割合が違ふ季節に依ても出生が違ふ夫妻の貧富でも違ふ斯様な例を挙げれば限がない経済上困難の年には婚姻が少ない従て其の次の年には出生子が少ない婚姻の難儀な処では私生子が割合に多い是等の事を委しく申せば矢張り一部の人口統計論を著はさねばならぬ、」[花房(4) 521 頁]とし、また「…人口の動態と云ふものは其の人口の生息する国の天然上社会経済上政治上の状態の結果であり又其の原因となるものである乃ち之を觀察するのが動態統計の目的である」[花房(4) 521 頁]といった指摘をしている。

また花房は、特に中央集査法が持つ利点と関連して、中央集査によって可能となる集計の自由度の拡大について、次のようにその意義を強調している。「例へば人口の或る現象と土地の温度又は高低との関係を研究する必要がある様な場合には土地を其の温度又は高低に従て区画して市町村を普通の行政区画に依らず此の特別なる区画に依て組合はせて見る或は山脈或は水脈等と相対照する等凡そ斯様な研究の出来る程の細密な統計表を下級機関でさせ様とすればそれは大変な人を要することである」[花房(2) 306 頁]と。このように多様な表章が可能となるのは、個票によって蒐集される統計原単位情報がまさに個体化され、それによって「何県何町何番地の何の誰又は何の誰の一家又は何の誰の営業と云ふことがキチンと分」っているからである。それが地域等で一括された「既に統計表になつたものでは此の何の誰と云ふことは一切分ら」[花房(2) 302 頁]ない。このため、所定の表式が予定していない新たな視角からの集計・分析的利用は、花房が言うように単に多大な処理作業を要するだけでなく、集計量という情報形態の制約からしてそもそも不可能なのである。

当時、動態事象の規定要因に関心を向けた者は花房だけではない。例えば、内閣統計局の製表実務の専門家として知られ、後年、東京市調査部長・統計部長として明治 40 年代の東京市市勢調査を指揮した関三吉郎は、あくまでも集計表の結果表章との関係においてではあるが、次のように個々の動態事象の要因に触れたより直接的な指摘を行っている。すなわち、「諸君近来欧米各国に於ける統計の進歩は実に驚くべき程のことで此の進歩は決して偶然ではないと考る、統計が単独な数字の積み重なりでは今日は用をなさないことになってきた…調査事項其のものを一本の数字の積重ねで単独に見る計りでは、如何なる情態に依て此死亡が出来たか死亡の原因結果と云ふものが更に分明ならんのである。之れを知らんとするには土地の区別に就ても郡市町村に区別し、此の死亡者の死因は何であるか年齢は何歳であるか而して其人は未婚者か有配偶であるか鰥寡であるか、又平生営む処の職業は何であるかと云ふ様な事が其死亡者に就て判然觀察の出来る様に調整せられんければ統計の効用が甚だ少ない…」[関(6) 327 頁]と。

このように、わが国の当時の統計行政における指導的統計家あるいは製表実務の専門家の中には、小票に記載されたいわゆる調査票情報を個々の動態事象の生起を規定する背景要因との関連で捉えようとする立場も散見される。しかしながら、その体勢は、小票を「…之ヲ要スルニ人口動態統計ノ如キ地方分査ノ方法ニ依リテハ到底近世統計ノ望ムカ如キ精密ナル計数ヲ得ヘカサルハ識者ノ一般ニ認ムル所ナルカ故ニ明治 31 年ノ改正ハ始メテ将来進歩ノ基礎ヲ此ノ統計ニ与ヘタルモノニシテ此ノ点ニ於テハ我邦人口動態統計ノ一新紀元ト謂フコトヲ得ヘシ」[明治 32 年日本帝国人口動態統計(原表ノ部)緒言]として、専らより正確な計数把握のための方法として評価するというものであった。

7. 甲斐国人員運動調について

大正9年の第1回国勢調査実施以前のわが国の人口統計、特に人口の静態把握の基礎資料を与えるのは、明治5年の「戸口調査」に基づいて編成された戸籍人口であった。そのような中で異彩を放っているのが、杉が明治12年に山梨県において実施した「甲斐国現在人別調」である。それは、山梨県という一つの行政区域において試験的に実施された調査とはいえ、統計院という国家統計機関が家別表という個票を用いた実査によって静態人口の把握を行ったわが国初の調査であった¹⁵。

杉らによる静態人口把握の試みには、その動態版に相当する継続事業があることも知られている。すなわち、杉の高弟の一人である高橋二郎らが企画し、明治17年に実施された「甲斐国人員運動調」がそれである。記録によれば、この調査の実施にあたって高橋は明治16年5月13日に准奏任御用掛細川廣世とともに山梨県に赴き、6月9日までに9郡においてそれぞれ戸長を郡役所に集め人員運動調の趣旨説明を行なっている〔総理府統計局(11)82頁〕。調査は翌17年1月1日に開始され〔120年史 702頁〕、明治18年10月20日に西八代郡、南都留郡の前年分の調査帳簿が統計院に届けられた。しかし、同年末の12月28日に統計院が廃止され、調査はその事業主体そのものを失うことになる〔総理府統計局(11)81-2頁〕。

残念ながらこの人員運動調の実施状況そのものに関する記録は残されていない。しかしわれわれは、それを企画した統計院第1課が調査準備資料として作成した『人員運動調心得書及雛形草案』から調査のあらましを知ることができる。特にこの草案文書に収録されている調査様式の雛形によれば、この調査が各郡レベルで戸籍に基づき本籍及び寄留の男女人員、年齢を1月1日午前零時現在で書き出し、出生、死亡については何年何月分として郡内の件数を書き出すこととされている。なお、1年間に発生した婚姻については町村・月別に婚姻者の氏名、生年月日、初婚か否か、嫁(婿)入り先住所を、また離婚については町村・月別に離婚者の氏名、生年月日、結婚年数を書き出すようになっている。

戸長を集めて開催された調査説明会、調査心得並びに記入様式の雛形形式、さらには統計院に届けられたのが調査帳簿である点などから判断する限り、この運動調は、甲斐国現在人別調という家別表(調査個票)に基づく静態調査と対を為す小票方式による人口の動態把握のための調査ではなく、戸籍に基づく表式書き上げ方式による表式調査として設計、実施されたものと考えられる。

むすび

明治31年の「戸籍法」の施行によってそれまで内務省がともに所管してきた戸籍の維持管理業務及び人口統計資料の収集業務は分離され、前者は司法省がまた後者については内閣統計課(内閣統計局)が所管することになった。その結果、統計所管官庁では、司法省からそれまでのような形での人口統計資料の提供が期待できなくなったことから、内閣訓令第1号乙号を発令することによって戸籍人口に基づく静態人口の把握に不可欠な人口動態統計資料を直接確保することになった。

¹⁵ 杉が明治2年に現在の静岡県を対象境域として実施した駿河国人別調でも家別表が用いられている。しかし、この調査がどのように実施されたかについては、必ずしも詳らかではない〔森(18)〕。

明治 31 年の「戸籍法」の制定当時、人口統計作成の責任者の地位にあった花房を初めとする内閣統計局関係者は、国勢調査による調査票を用いた静態人口の直接把握を本来あるべき姿として認識していた。しかし、対露開戦のための軍備増強など逼迫する国家財政を巡る諸事情により調査の実施が当面見込めないことから、あくまでも暫定的な措置として甲号によって若干の手直しを行いつつも伝統的な戸籍制度に依存した書き上げ方式による静態把握を維持することになる。他方、人口の動態把握に関しては、乙号によって小票による中央集査という今日の動態統計の作成においても基本的に維持されている調査方式が導入されたのである。

このように、内閣訓令第 1 号は甲号と乙号という調査方式に関して全く性質を異にする二つの方式を一つの命令の中に同居させている。

ここで、表式への書上げと調査個票を用いた実査という統計原情報の蒐集方式に注目して当時のわが国における人口統計作成の特徴について見てみよう。次表は、明治初期から大正 9 年の第 1 回国勢調査の実施に至るわが国人口統計の歩みを、人口の静態、動態把握の方法という観点から整理してみたものである。

時期区分	静態人口(=ベンチマーク)	動態人口の把握
[第 1 期] 明治 4~30 年	明治 5 年戸口調査によって把握した戸籍人口	統計表への書き上げによる地方分査
[第 2 期] 明治 31 年~大正 8 年	5 年毎に戸籍簿から実計した戸籍人口	小票(単名票)を用いた中央集査
[第 3 期] 大正 9 年以降	5 年毎に個票(家別表)によって実査把握した調査人口	同上

この表からもわかるように、調査票(家別表、小票)による人口に関する統計原情報の蒐集への転換という意味では、動態については明治 31 年の内閣訓令第 1 号乙号によって実現したのに対し、静態情報についてはそれを大正 9 年の第一回国勢調査まで待たねばならなかった。言い換えれば、わが国の人口統計は、明治 31 年から大正 8 年に至る期間は、表式調査によって把握された書き上げ結果としての静態統計資料を主たる情報源として、それを個票調査によって把握された動態統計資料によって補正するという特異な方式で作成されていたことになる。

次に、本稿が検討課題としてきた内閣訓令第 1 号乙号による人口動態統計資料把握のための小票導入が持つ意味について考えてみよう。

小票の導入を契機に、人口の動態事象の把握に関して従来の書き上げ方式での調査が持っていた様々な問題は克服され、蒐集される統計原情報の品質、そして集計値の結果精度は飛躍的に向上することになる。ベンチマークとしての静態人口の把握精度に課題を抱えることからその有効性は限定的であるとはいえ、小票方式の導入はベンチマーク人口に加除される動態(特に自然動態)計数の精度向上を通じて統計の精度改善に寄与することになる。

本文の第 4 節でも論じたように、小票の導入については、それに伴う中央集査方式の採用と併せて、地方における業務負担の軽減あるいは把握精度向上といった側面から、表式・地方分査方式での統計作成に対する優位性が論じられてきた。ここで視点をかえ、内閣訓令第 1 号乙号による人口の動態把握方法の表式から小票への移行を、調査票情報そのものに注目してその意味を考えてみたい。

花房も指摘しているように、本籍人口はあくまでも戸籍法に基づいて把握された法的人口に過ぎず、現住人口と比べれば実体的意味に乏しい。また関も、動態事象を本籍人口と関連づけて統計を加工、調製していることに対して、「本籍出生者の数は只帳面上の数にして其効用は甚だ薄弱である否其原因結果を探ることは出来ないのである、…本籍地に依つて計上せらるゝ時は簡様な奇体なる現象が出来るのである、…事件の発生したる処に依て區別表章しなければ真の現象と云ふものが見へない」[関(8) 429-30 頁]といった疑問を投げかけている。

こういった花房や関の主張にも見られるように、動態事象の単に計数面だけに注目し、出生に伴う加籍あるいは死亡による除籍者数として静態人口推計に反映させるだけでなく、それらの事象が各種の社会経済的諸要因によって規定されている側面にも注目しようとする論者がいたのは事実である。しかしながらわが国の場合、人口の動態事象に関してこのような要因追求的接近が実際に具体化するのは第二次世界大戦後である。厚生省は戦後、連合軍司令部の幕僚部の一つ公衆衛生福祉局(PHW)による司令部覚書「人口統計の整備等に関する件」(昭和21年3月14日)、さらには翌22年の保健所法の改正により衛生行政をそれまでの警察管掌から厚生省所管にするなど厚生行政の制度強化をはかることになる。昭和22年9月1日の人口動態統計の作成業務の総理庁統計局から厚生省への移管もまた、GHQの影響力を背景とした一連の歴史的文脈中で行われた。この点に関して当時者の一人は当時の人口動態をめぐる認識について、「この移管(統計局から厚生省への人口動態業務の移管—引用者)のGHQの動態統計への考え方は日本の従来考えている動態統計を人口問題の一環として考える考え方とはことなり、公衆衛生、衛生行政に結ぶべしとするGHQ、保健所担当官とフェルプス氏の主張の成果であった」[渡辺(15) 17 頁]と述懐している。

戦後、わが国の人口動態統計は公衆衛生行政との連携を強め、個々の動態事象が単にその計数面だけでなく当該事象そのものの生起を規定していると考えられる要因との関係も意識されるようになる。しかし他方で動態統計作成業務が内閣統計局から厚生省へと移管され個体の属性情報に関係する静態統計と事象の生起情報である動態統計の作成業務を異なる行政機関が所管することになったことから、組織の枠を超えた相互連携はより難しくなった。

人口の動態把握に関わる表式から小票への統計原情報の収集方式の転換は、収集される情報の単に精度面での品質だけでなく、個体データという情報の形態そのものに起因する情報特性を本質的に転換させるものであった。つまり個体データとしての調査票(小票)情報は、まさに統計単位としての個体そのものに帰属する動態事象に関する情報に他ならない。このことは、最初から集計量として把握される表式調査情報と本質的に異なる。なぜならそれは、個体識別コード情報をリンクキーとして当該個体に関する他の諸情報を事後的に接合できる可能性を内在させているからである。その意味で小票への転換を調査票情報論という視点から見た場合、表式調査における集計量という情報形態に宿命的に内在させていた情報喪失、すなわち個体ベースでの異種情報との事後的な統合可能性の喪失からの解放を意味する。

しかし、小票という新たな統計情報蒐集の形態がそこに記載された調査票情報に付与するのは、あくまでも個体ベースでのデータ統合の潜在的可能性に過ぎない。実際の人口動態統計の展開は、花房や関の立論にそった動態事象の要因追求的な方向¹⁶でのものでは必ずしもなかった。

¹⁶ ちなみに農業分野で個体レベルでのデータ統合による要因追求的問題意識がわが国ではじめて具体的な制度設計の形を持って提示されるのは、昭和15年の近藤改革においてである[森(19)]。

その理由としては、差当り次の二点が考えられる。

第一は、当時の情報処理技術の未発達である。人口動態統計の調製に関して、所定の集計表を製表するためだけに毎年総計 400 万枚にのぼる小票を繰り返し集計処理する必要がある。それだけでも組織全体として取り組む上での十分すぎる業務量であった。そのような中で調査票情報の分析目的での利用、さらには個体ベースでのデータのリンケージによる既存の調査票情報の変数の拡張などそもそも意識にさえのぼらないというのが当時の実態であろう。

二つ目の理由として考えられるのは、内閣統計局における人口統計作成業務の中心があくまでも静態人口の把握にあった点である。静態人口統計の作成、提供という統計主管官庁に課せられた行政課題に照らしてみた場合、月あるいは年という参照期間の間に生起した動態事象のまさに件数そのものが主たる関心事であり、その集計値を戸籍人口に加除することによって本籍人口、さらには現住人口や乙種現在人口を作成することが組織が遂行すべき本務とされていた。そのような中では、個々の事象の生起をもたらした要因の追究、解明という方向は自然と後景に退くことになる。要するに、動態人口の静態人口への従属が、個別動態事象の把握結果の要因追求的な利活用への道を閉ざしたといえる。

統計調査への個票の導入を調査票情報という統計情報の観点から捉えた場合、内閣訓令第 1 号乙号による小票の導入は、個体ベースでのデータ統合による調査票情報の拡張可能性を内在させていたという意味で統計調査史における一大転換であった。しかしそれがデータ統合として現実的可能性へと転化を遂げるには、情報処理技術の発展も含め、一世紀近いその後の統計の展開が必要であったのである。

〔文献〕

- (1) 統計院第 1 課(刊行年不明)「人員運動調心得書及雛形草案」
- (2) 花房直三郎(1898)「欧州に於ける近世統計技術の二大進歩」『統計集誌』第 205 号
- (3) 花房直三郎(1898)「人口統計及内閣訓令第 1 号に就て」『統計集誌』第 210 号
- (4) 花房直三郎(1898)「人口統計材料徴収方法審査報告書」『統計集誌』第 210 号
- (5) 阪本敦(1904)「統計小票に就いて」『統計集誌』第 275、277～281、283～285 号
- (6) 関三吉郎(1905)「人口動態統計調査手続」『統計集誌』第 292 号
- (7) 関三吉郎(1905)「人口動態統計調査手続」『統計集誌』第 293 号
- (8) 関三吉郎(1905)「人口動態統計調査手続」『統計集誌』第 294 号
- (9) 内閣統計局(1912)『自明治 32 年至同 40 年日本帝国人口動態統計(材料徴収ニ関スル規定)(比例)』
- (10) 内閣統計局(1930)『明治 5 年以降我国の人口』調査資料第 3 輯
- (11) 総理府統計局(1951)『総理府統計局 80 年史稿』
- (12) 鮫島龍行(1965)「国勢調査前史物語」『統計』8 月号
- (13) 安藤鎮正(1968)「小票法(個票法)の系譜覚え書」『統計局研究彙報』第 17 号
- (14) 相原茂・鮫島龍行編(1971)『統計日本経済』筑摩書房
- (15) 渡辺定(1974)「25 年の回顧」厚生省大臣官房統計情報部編『厚生統計 25 年の歩み』所収
- (16) 総理府統計局(1976)『総理府統計局百年史資料集成』第 2 巻人口(上)

(17)総務庁統計局編（1992）『統計局・統計センター120年史』

(18)森博美(2012)「駿河国人別調沼津・原政表再論」法政大学日本統計研究所『オケージョナルペーパー』No.28

(19)森博美(2013)「昭和 15 年農林統計改正と調査票情報について」法政大学日本統計研究所『オケージョナルペーパー』No.38

(20)森博美(2013)「わが国農業生産統計における表式調査の展開－府県物産表から昭和 15 年農林統計改正まで－」法政大学日本統計研究所『ディスカッション・ペーパー』No.3

【付表】 わが国における調査個票の導入状況

	政府機関		その他
	政府統計	地域	
明治2年			家別表(沼津・原政表)
明治12年		家別表(甲斐国現在人別調)⇒単名票を作成	
明治27年	工場票、会社票 (農商務通信規則)		
明治31年	小票(訓令乙号人口動態)		
明治38年	世帯票(臨時台湾戸口調査) ⇒単名票を作成		家別表(余土村是調査)
明治40年代		世帯票・人別表(東京市市勢調査)、世帯票・ 営業票(熊本市職業調査)、人別単名票(神 戸市市勢調査)、世帯票(札幌区区勢調査)、 世帯票(佐渡郡郡勢調査)等	
大正9年	世帯表(国勢調査)		
昭和15年	農家(農林統計改正)		

【付属資料1】内閣訓令第1号(乙号)

北海道庁 府県

人口統計ニ関スル材料ハ左記甲号及乙号ニ依リ統計表及統計小票ヲ以テ内閣統計局ヘ進達相成ヘシ

本年7月13日附令第4号ヲ以テ人口統計ニ関スル材料ハ内務省報告例ニ準拠可相成旨及訓令置候處右報告例準拠ノ偽ハ自今之ヲ廃止ス

明治31年11月7日

内閣総理大臣 伯爵大隈重信

(乙号)

人口統計材料統計小票取扱手続

第1条 人口統計材料中出生死亡婚姻離婚ニ関スル材料ハ別ニ定ムルモノノ外明治32年1月1日ヨリ此ノ取扱手続ニ依リ統計小票ヲ以テ徴集ス

第2条 道庁府県庁ハ内閣統計局長ノ指定シタル統計小票記入心得ニ依リ市町村長ヲシテ其ノ市町村ノ出生死亡婚姻離婚死産ヲ各其ノ統計小票ニ記入セシムルモノトス

第3条 統計小票ノ用紙ハ内閣統計局ニ於テ之ヲ印刷セシメ其ノ道庁府県庁ニ於テ翌年中ニ需要スヘキ枚数ヲ見積リ郡送致目録用紙市町村送致目録用紙ト共ニ遅クモ毎年10月中ニ道庁府県庁ヘ宛テ発送スルモノトス

第4条 道庁府県庁ハ内閣統計局ヨリ統計小票用紙ヲ受領シタルトキハ其一部ヲ予備ノ為道庁府県庁ニ保存シ其ノ他ハ遅クモ之ヲ受領シタル年ノ12月中ニ管内各市役所及町村役場ニ達スヘキ見込ヲ以テ市町村送致目録用紙ト共ニ各市役所及町村役場ヘ配附スルモノトス但郡送致目録用紙モ同一ノ期限ヲ以テ各郡役所ヘ配附スルモノトス

第5条 記入シタル統計小票ハ左ノ区別ニ依リ毎年4回ニ市長ハ道庁府県庁ヘ町村長ハ郡役所ヘ市町村送致目録ヲ添ヘ之ヲ送附スルモノトス

第1回

第1期(2月1日ヨリ4月30日ニ至ル3箇月間)ニ記入シタル統計小票

但明治32年ニ限り明治32年1月1日ヨリ同4月40日ニ至ル4箇月間ニ記入シタル統計小票

第2回

第2期(5月1日ヨリ7月31日ニ至ル3箇月間)ニ記入シタル統計小票

第3回

第3期(8月1日ヨリ10月31日ニ至ル3箇月間)ニ記入シタル統計小票

第4回

第4期(11月1日ヨリ翌年1月31日ニ至ル3箇月間)ニ記入シタル統計小票

第6条 市町村長ハ記入シタル統計小票ヲ発送スルニ先チ左ノ手続ヲナスモノトス

記入シタル統計小票ハ一期ヲ終ハル毎ニ各種ヲ区別シ各種毎ニ其ノ票ニ記載セル登記番号ノ順序ヲ整ヘ枚数ヲ検査シ帯紙ヲ以テ一括トシ其ノ枚数及番号ヲ市町村送致目録ニ記入シ(死産票ノ番号ハ送致目録ニ記入ヲ要セス)欠号アルトキハ其ノ枚数及理由ヲ目録ノ備考ニ記入シ更ニ帯紙ヲ以テ之ヲ総括シ其ノ市町村一切ノ小票ヲ一括トナスモノトス

各種ノ票中或ル種類ニ限り其ノ期間ニ於テ記入スヘキ事実ナクシテ記入シタル統計小票之ナキトキハ市町村送致目録ノ其ノ種類ノ下枚数ノ欄ニ斜線ヲ畫シ尚ホ備考ニ「ナシ」ト記スルモノトス

市町村ノ内萬一其ノ期間ニ於テ記入スヘキ事実各種トモ之ナクシテ記入シタル統計小票各種トモ1枚モナキトキハ其ノ市町村送致目録枚数ノ欄ヘ悉ク斜線ヲ畫シ此ノ目録ノミヲ発送スルモノトス

市町村送致目録ハ発送ノ第何回及府県郡市並ニ役所役場等ノ名ヲ指定ノ場所ニ記入シ発送ノ際其ノ年月日ヲ記入スルモノトス

市町村送致目録ハ其ノ役所又ハ役場名ノ下ニ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシムルモノトス

第7条 記入シタル統計小票ヲ市町ヨリ道庁府県庁ヘ町村長ヨリ郡役所ヘ送附スヘキ期限ハ道庁及府県庁ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第 8 条 郡役所ニ於テ町村長ヨリ記入シタル統計小票ノ送附ヲ受ケタルトキハ町村送致目録ニ照ラシ枚数及番号ヲ検査シ符号セサルモノアルトキハ直チニ町村長ニ通知シテ之ヲ訂正セシムルモノトス

第 9 条 一町村ノ統計小票完備シタルトキハ郡役所ハ町村長ヨリ送附セルトキノ如ク帯紙ヲ以テ小票ノ各種ヲ各一括トシ更ニ之ヲ総括シテ町村括トシ完備ヲ證明スル為メ町村送致目録ノ郡名ノ下ニ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシムルモノトス

第 10 条 郡役所ハ管内各町村ノ完備シタル統計小票ト町村送致目録ヲ取纏メ郡送致目録ニ指定ノ事項ヲ記入シ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシメ之ヲ添ヘテ道庁又ハ府県庁ニ送附スルモノトス

第 11 条 各町村ノ完備シタル統計小票ヲ取纏メ郡役所ヨリ道庁又ハ府県庁ヘ送附スヘキ期限ハ道庁府県庁ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第 12 条 道庁府県庁ニ於テ市町ヨリ記入シタル統計小票ノ送附ヲ受ケタルトキハ第 8 条及第 9 条ノ例ニ準シ之ヲ検査證明スルモノトス

第 13 条 道庁府県庁ニ於テ各町村ノ完備セル統計小票ヲ郡役所ヨリ受領シタルトキハ郡送致目録ニ記スル所ノ町村数ヲ検査シ並ニ郡送致目録ニ依リ統計小票町村括数及町村送致目録枚数ヲ検査シ符号セサルモノアルトキハ直チニ郡役所ニ通知シ之ヲ訂正セシムルモノトス

第 14 条 一郡ニ属スル統計小票町村括数及町村送致目録枚数完備シタルトキハ道庁府県庁ハ其ノ完備ヲ證明スル為メ郡送致目録ノ道府県名ノ下ニ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシムルモノトス

第 15 条 道庁府県庁ハ管内各市ノ完備セル統計小票及各郡ノ完備セル統計小票ノ各町村括ト市町村及郡ノ送致目録ヲ取纏メ左ノ雛形ニ依リ道庁又ハ府県庁送致目録ヲ製シ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシメ之ヲ添ヘテ内閣統計局ヘ宛テ送附スルモノトス

(道府県) 送致目録 (明治 年度第 回)

郡 名	町 村 数	町 村 括 数	町村送致目録 数	備 考
某 郡				
計				
市 名	区 数	括 数	送致目録数	備 考
計				

道庁 府県名

内閣統計局宛

第 16 条 各市ノ完備セル統計小票及各郡ノ完備セル統計小票町村括ヲ道庁府県庁ヨリ内閣統計局ヘ宛テ発送スヘキ期限ハ第一期ノ統計小票ハ 6 月 20 日迄第二期ノ統計小票ハ 9 月 20 日迄第三期ノ統計小票ハ 12 月 20 日迄第四期ノ統計小票ハ翌年 3 月 20 日迄トス

第 17 条 市町村長ハ統計小票ニ欠乏ヲ生シ次回ノ配附ヲ待ツ能ハスト見込ムトキハ必要ノ枚数ヲ種類ヲ區別シ速ニ道庁府県庁ニ請求シ道庁府県庁ハ其ノ予備中ヨリ直チニ之ヲ補給スルモノトス

第 18 条 配附ヲ受ケタル統計小票ニ残余アルトキハ市町村長ハ之ヲ次年ノ使用ニ充ツヘキモノトス

第 19 条 道庁府県庁郡役所市町村長ハ統計小票ヲ保管シ及之ヲ発送スル場合ニ於テ毀損紛失等ノ患ヲ防クヘキ充分ノ手當ヲナスヘキモノトス

第 20 条 統計小票ニ記入セル事項ニ関シ問合ヲ要スル場合ニ於テ内閣統計局ハ道庁府県庁郡役所ヲ經由セス直接ニ市町村長ト往復スルコトアルヘシ

第 21 条 此ノ取扱手續ニ於テ市町村長又ハ市役所町村役場トアルハ市町村長又ハ市役所町村役場ヲ置カサル地ニ於テハ市町村長ノ職務ヲ行フヘキ吏員又ハ其ノ吏員ノ職務ヲ行フヘキ役場ヲ指シ東京市京都市大阪市ニ於テハ区長及区役所ヲ指シ郡役所トアルハ北海道ニ於テハ支庁島庁ヲ置キタル地ニ於テハ島庁ヲ指スモノトス

此ノ取扱手續ニ於テ北海道及沖縄県ノ区ハ市ニ準ス

第 22 条 明治 32 年ニ使用スヘキ統計小票ニ限り第 3 条ニ定メタル期限ハ明治 31 年 11 月 20 日トシ第 4 条ニ定メタル期限ハ明治 32 年 1 月 15 日トス 〔『統計集誌』第 211 号〕

明治		第		年		期	
出生票 (出生ノ場所)		北海道及府縣		郡		市	
(一) 氏名		北海道及府縣		郡		市	
(二) 出生ノ場所		北海道及府縣		郡		市	
(三) 男		女		明治		年 月 日 午 時	
(四) 出生ノ時		明治		年 月 日 午 時		時	
(五) 嫡出子		私生子		庶子		庶子	
(六) 父ノ族稱		平民		士族		華族	
(七) 父ノ職業		平民		士族		華族	
(八) 母ノ族稱		平民		士族		華族	
(九) 母ノ職業		平民		士族		華族	
(十) 父母ノ出生ノ日		父		年 月 日		母	
		年 月 日		年 月 日		年 月 日	

明治		第		年		期	
死亡票 (死亡ノ場所)		北海道及府縣		郡		市	
(一) 氏名		北海道及府縣		郡		市	
(二) 死亡ノ場所		北海道及府縣		郡		市	
(三) 男		女		明治		年 月 日 午 時	
(四) 死亡ノ時		明治		年 月 日 午 時		時	
(五) 出生ノ日		明治		年 月 日		年 月 日	
(六) 配偶ノ關係		未婚者		配偶者		夫	
(七) 死亡者ノ族稱		平民		士族		華族	
(八) 業		平民		士族		華族	
(九) 疾病ノ日		明治		年 月 日		年 月 日	
(十) 死亡ノ原因		病死		自死		其他	

(九) 職 業 (農、工、商、學、業、無業、その他)	(八) 氏 名	(七) 生 日	(六) 夫 妻 同 在 地	(五) 夫 妻 同 籍	(四) 夫 妻 同 族	(三) 婚 姻 日	(二) 婚 姻 上 ノ 離 婚	(一) 妻 夫 ノ 家 ヲ 去 ル モ ノ	北海道及府縣 市 町 村		登記番號第 號		後 所 又 ハ 役 場 名	
									(三) 普通ノ婚姻		(二) 普通ノ婚姻		(一) 普通ノ婚姻	

レ イ ス 入 部 ナ シ 既 ニ 役 場 入 部

(十) 配 偶 ノ 關 係	(九) 職 業 (農、工、商、學、業、無業、その他)	(八) 婚 姻 届 出 書 持 ノ 族 籍	(七) 氏 名	(六) 生 日	(五) 夫 妻 同 在 地	(四) 夫 妻 同 籍	(三) 婚 姻 日	(二) 婚 姻 上 ノ 離 婚	(一) 妻 夫 ノ 家 ヲ 去 ル モ ノ	北海道及府縣 市 町 村		登記番號第 號		後 所 又 ハ 役 場 名	
										(三) 普通ノ婚姻		(二) 普通ノ婚姻		(一) 普通ノ婚姻	

レ イ ス 入 部 ナ シ 既 ニ 役 場 入 部



明治 第 年 期		北海道及府縣		市		市役所又ハ町村役場名	
(一) 男	女	明治 年 月 日 午 時	分施ノ場所	分施ノ本籍	母ノ本籍	北海道及府縣	市
						町	村
(二) 男	女	明治 年 月 日 午 時					
(三) 死因							
(四) 出生ノ月							
(五) 籍ノ出子							
(六) 父ノ籍							
(七) 母ノ籍							
(八) 母ノ職業							
(九) 父ノ職業							
(十) 父ノ出生ノ日							

〔出所〕 内閣統計局編纂 (1912) 『自明治 32 年至同 40 年日本帝国人口動態統計 (材料徴収ニ関スル規定) (比例)』 14~18 頁

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
12	「統計法」と法の目的	2005.07
13	諸外国におけるマイクロデータ関連法規の整備状況とデータ提供の現状	2005.09
14	統計に係る個人情報の秘密保護について	2006.08
15	若年層における雇用状況と就業形態の動向—『就業構造基本調査』のマイクロデータによる実証分析	2006.12
16	社会生活行動から見た若年層の不安定就業化・無業化の分析	2008.03
17	国勢調査による従業地把握の展開と従業地別就業データの意義	2009.06
18	無償労働の評価と世帯生産サテライト勘定	2009.10
19	エンゲルとザクセン王国統計	2009.12
20	第一次統計基本計画と政府統計の直面する課題	2010.01
21	エンゲルとプロイセン統計改革	2010.02
22	エンゲルと1875年ドイツ帝国営業調査	2010.03
23	調査形態論再論	2011.03
24	統計を規定する諸要因との関連から見た時空間個体データベースの可能性について	2011.04
25	位置情報を用いた調査票情報の情報価値の拡張とその分析的意義について	2011.06
26	ジオコード情報の活用による統計の把握精度改善の試み	2011.09
27	統計的マッチングによる疑似パネルデータの作成と精度検証	2011.11
28	駿河国人別調沼津・原政表再論	2012.01
29	ザクセン王国統計協会(1831-50年)	2012.01
30	ザクセン王国における初期人口・営業統計	2012.02
31	フィンランドのビジネス・レジスター	2012.03
32	エンゲルのザクセン王国統計局退陣をめぐって	2012.04
33	フランスのビジネス・レジスター	2012.05
34	タウンページ情報を用いた事業所の自然・社会動態の把握	2012.07
35	疑似景況パネルによる予想パフォーマンスの計測	2012.11
36	場所特性変数の付加による個体レコードの拡張について	2012.12
37	フランスの新人口センサスにおける詳細な統計結果の推計方法—ウェイト付けの方法を中心に—	2013.03
38	昭和15年農林統計改正と調査票情報について	2013.04
39	1855年ザクセン王国営業調査について	2013.07
40	Estimation of the Start-up, Closure and Relocation Rates of Local Units	2013.09
41	村是調査における調査様式の展開	2014.01

オケージョナル・ペーパー No.42

2014年5月10日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美